

# 子ども・子育て会議（第53回）

## 議 事 録

内閣府子ども・子育て本部子ども・子育て支援担当

# 子ども・子育て会議（第53回）

## 議 事 次 第

日 時 令和2年10月5日（月）10:00～12:06

於：オンライン開催

1．開 会

2．議 事

（1）子ども・子育て支援をめぐる課題について

（2）その他

3．閉 会

秋田会長 おはようございます。

それでは、定刻となりましたので、第53回「子ども・子育て会議」を開始いたします。  
今回も、前回と同様に、新型コロナウイルス感染症対策のため、オンライン形式で開催いたします。

初めに、委員の交代がありましたので、お知らせいたします。

9月9日付で、東出公一郎委員が退任され、手島恒明委員が就任され、また、平川俊夫専門委員が退任され、渡辺弘司専門委員が就任されましたので、御紹介いたします。

まず、両委員から一言いただけますでしょうか。

手島委員、お願いいたします。

手島委員 日本経済団体連合会人口問題委員会企画部会長の手島でございます。

どうぞよろしくをお願いいたします。

秋田会長 よろしくをお願いいたします。

続きまして、渡辺専門委員からもお願いいたします。

渡辺委員 日本医師会常任理事の渡辺でございます。

このたびは、挨拶以外には発言の時間がないので、私がこの場に参加する前に感じたことを簡単に述べますけれども、待機児童の定義が正確なのかどうか、待機児童を減らすことを第一にし過ぎて保育のレベルを下げないかどうか、病児保育と幼稚園が受入れを拒否するグレーゾーンをどうするのかというのを小児科医の立場で疑問に思っておりましたので、ぜひこの会議で解決していただきたいと思っております。

よろしくをお願いいたします。

秋田会長 ありがとうございます。

それでは、本日の委員の御出欠について、事務局より御報告をお願いいたします。

池上参事官 委員の御出欠について、御報告いたします。

本日は、高橋善之専門委員におかれましては、所用により御欠席でございます。

また、三日月大造委員におかれましては中條絵里代理人、安河内慎二専門委員におかれましては伊達直利代理人に御出席いただいております。

そのほか、ウェブの関係で数名ほど接続されていない方がいらっしゃるみたいですが、今回、過半数は達しておりますことを御報告いたします。

秋田会長 ありがとうございます。

それでは、議事に入ります。

本日は、「子ども・子育て支援をめぐる課題について」を議論したいと思います。

事務局から御説明をお願いいたします。

なお、意見交換の時間を十分に確保するため、事務局からの説明は極力簡潔をお願いいたします。

池上参事官 まず、内閣府から、資料1から資料7まで御報告したいと思います。

まず、資料1を御覧いただきたいと思っております。

資料1は、会議の委員の皆様の名簿でございます。先ほど会長から御説明がありましたとおり、新たに日本経済団体連合会部会長の手島委員と日本医師会常務理事の渡辺専門委員に御参加いただいておりますので、改めて委員名簿をお配りしてございます。

資料2を御覧ください。

資料2は、7月に閣議決定されたいわゆる骨太の方針の抜粋でございます。

1ページ目についておりますのは、骨太の方針の冒頭にある文章でございますけれども、今回は、新型コロナウイルス感染症の関係で全体の文章が大幅に圧縮されたため、昨年の骨太の方針に載っていた項目につきましては、今年記載がなくても着実に実施することとされているところでございます。

2ページが、「少子化対策・女性活躍」となっております。少子化社会対策大綱に基づく取組を進めること、2021年度以降の保育等の受皿確保について市町村計画等を踏まえ検討することなどが記載されております。

3ページ以降は、昨年の骨太の方針でございます。

続きまして、資料3は、骨太の方針と同日に閣議決定された成長戦略フォローアップの抜粋でございます。時間の関係で、本日、説明は省略させていただきます。

資料4を御覧いただきたいと思っております。こちらは、令和3年度における新制度に関する3府省の概算要求に関する資料でございます。

まず、表紙の次のページですけれども、1ページ目は内閣府の要求のフレームをお示したものでございます。上のほうの段は、一般会計、いわゆる税財源で賄われている額を示しています。下のほうの段は、特別会計、これは上の段の税財源に加えて企業から拠出いただいた事業主拠出金を合わせた総額を示しております。一般会計及び年金特別会計ともに要求額については今年度予算と同額となっております。

これは、2ページ目に政府全体としての予算要求の方針が示されておりますように、概算要求段階では基本的に対前年度と同額とし、年金・医療等に係る経費等については年末に向けて予算編成過程で具体的な所要額を調整していくこととされたためでございます。

3ページから4ページは、内閣府の主要施策の概算要求の内容となります。幼稚園、保育所といった教育・保育施設の運営費や、放課後児童クラブ等の地域の子育て支援に関する事業の運営費、企業主導型保育事業、児童手当などが主なものとなっております。

5ページから9ページは、厚生労働省予算の説明となります。黄色いところ、「1. 保育の受け皿整備・保育人材の確保等」につきましては、保育の施設整備費や保育を支える保育人材の確保のための経費を要求してございます。6ページ、「3. ひとり親家庭等の自立支援の推進」に対する項目となっております。次の7ページ、「4. 母子保健医療対策の推進」のところでは、不妊治療への助成が事項要求となっております。8ページ、9ページは、児童虐待防止対策と社会的養護の関係となります。以上のほか、新型コロナウイルス感染症への対応に必要な経費について予算編成過程で検討することとなっております。

続きまして、10ページ、11ページは、文部科学省の概算要求の内容でございます。「1 . 子供の育ちを守る幼児教育の推進」として、新型コロナウイルス感染症対策などの新規課題に対応するため、幼児教育推進体制の充実・強化に資する経費等を要求しています。11ページでは、施設整備予算額を増額して要求しております。

資料4の説明は、以上になります。

続きまして、資料5を御覧いただきたいと思います。資料5は、保育所等の情報を全国の利用者が一元的に閲覧することができる子ども・子育て支援情報公表システムについての説明です。

1ページ目、「本事業の趣旨について」の3つ目の にごございますように、自治体や事業者の皆様に入力作業を行っていただき、先週の9月30日に公表されたところでございます。

公表される情報の項目一覧は、4ページにあるとおりでございます。

7ページを御覧いただけますでしょうか。こちらは、公表開始時点の事業所の公表率を示してございます。特定教育・保育施設等と認可外保育施設の両方ともおおむね80%の公表率となっております。非常にタイトなスケジュールの中で御協力いただきました、事業者の皆様、自治体の皆様に、この場を借りて感謝を申し上げます。また、さらなる公表率の向上に努めてまいります。

続きまして、資料6を御覧いただきたいと思います。資料6は、保育事故に関する有識者会議の年次報告の概要でございます。

1ページ目は、令和元年の事故報告に関する事項。

2ページ目は、特集として、認可外保育施設を対象とする事故防止の取組を自治体の好事例の紹介と併せて記載してございます。自治体の事例といたしましては、中ほどにございますように、東京都、広島市、川崎市、川口市の事例を御紹介しております。最後のところですが、認可外保育施設が幼児教育・保育の無償化の対象になったことも踏まえ、都道府県と市町村が強みを発揮しつつ、相互に連携して施設での事故防止を図っていくべきとの提言をいただいたところでございます。

資料6の説明は、以上になります。

続きまして、資料7を御覧いただきたいと思います。資料7は、市町村が策定した第2期子ども・子育て支援事業計画における量の見込みと確保方策の集計結果でございます。

1ページを御覧いただきたいと思います。この計画についての説明ですが、まず、の1つ目、市町村は、法律に基づきまして、5年を1期とする市町村計画を作成することとされてございます。 の2つ目、平成27年度から令和元年度までを計画期間とする第1期事業計画は終期を迎えましたので、令和2年度から令和6年度までを計画期間とする第2期事業計画を市町村で作成されました。今般、令和2年度上半期に、都道府県を通じて、各市町村の事業計画における量の見込み、確保方策等を調査いたしましたので、本日、その集計結果を御報告させていただきます。

2 ページを御覧いただきたいと思います。見出しにございますように、幼児期の学校教育、保育のうち、1号認定及び2号認定についてが2ページでございます。下のほうの段の確保方策を御覧いただきますと、令和2年度から令和6年度にかけて、1号認定については6.6万人の減少、2号認定については5.8万人の増加となっております。

3 ページは、3号認定についてでございます。上から2行目の確保方策を御覧いただきますと、令和2年度から令和6年度にかけて、8.3万人の増加となっております。2ページの2号認定と合わせますと、保育の必要性のある子供の合計で14.1万人の増加となっております。

4 ページは、既存の調査で把握できる実績値を掲載してございます。

5 ページ以降は、地域子ども・子育て支援事業の事業ごとの市町村計画の集計値でございます。例えば、利用者支援事業につきましては、令和元年度の推計を含めた実績値、3,113か所に対して、量の見込みで見ても、確保方策で見ても、3,400～3,600か所を計画として上げていることが分かります。

16ページからは、平成26年の子ども・子育て会議に提出された第1期の計画に関する集計結果の一部を参考としておつけしてございます。

ひとまず、私からの説明は以上となります。

矢田貝保育課長 続きまして、厚生労働省保育課長でございます。

資料8以降を御説明させていただきます。

資料8、待機児童数の公表についてでございます。この資料は、9月4日に厚生労働省から公表しました資料を御報告させていただくものでございます。

本年4月1日時点の待機児童数は、1万2439人で調査開始以来最少の調査結果になっております。平成29年の2万6000人から比べましても3年間で待機児童数は半数以下に減少してきているところでございます。

2 ページ目を御覧ください。厚生労働省では、この待機児童の市町村ごとの状況について分析をして、個別に支援を行っております。この左側の折れ線グラフは、ワースト30の市町村の待機児童数の5年間の推移を見たものでございますが、過去2年間に待機児童数を大きく減らしている自治体は引き続き保育の受皿整備をしていただくための支援を行ってまいります。かなりたくさんあったところも400人以下に抑えてきている状況でございます。また、赤で書いてありますものは、昨年よりも待機児童数が増えてしまった、見込みを上回る申込者数の増加があったところで、こうしたところにはよく整備計画の見直しの検討などをお願いしております。3つ目には、紫で書いてございますけれども、待機児童数がある意味低止まりしているところにつきましては、人数に応じた整備計画、保育コンシェルジュや巡回バスなどを利用したマッチングの支援等を実施するという支援を行っております。昨年は、18都道府県83市区町村に対して直接厚労省の職員が出向いてお話しさせていただいているところでございます。

3 ページ、今年度におきまして、特に人口の増加率と待機児童数が特に増えているとこ

ろが赤になっているところがございますが、人口が増えている自治体に待機児童数が増えてしまっているところがあるということで、こうしたところについては、右側の がございますが、保育の受皿のさらなる整備を促していきたいと考えてございます。一方で、人口が減っているところでも、割合は少ないですが、待機児童数が増えているところがございます。こうしたところについては、例えば、市区町村の中で見れば満たしているけれども需要が偏っているというときに、保育コンシェルジュ・巡回バス等を利用したマッチングを促したり、小規模保育事業を促進する、もしくは、予算でもございましたが、保育士の確保対策など様々な施策がございますので、そうしたことを促す支援をしていきたいと考えてございます。3 ページ、右の一番下に、人口減少地域の保育の在り方について調査研究を実施し別途検討と書いてございますが、厚労省といたしましては、このように、市区町村の状況に応じてそれぞれのところで保育を確保していくためにはどうしたらいいかという観点から、引き続き支援をしていきたいと考えているところでございます。

4 ページでございます。保育の受皿確保に向けた取組についてということでございます。「取組状況」は、左上にございますとおり、今のプランでは、待機児童の解消を図り、女性就業率 8 割に対応できるよう、約32万人分の受皿を確保することを目標としていますが、現時点での受皿拡大の見込み量は約31.2万人ということで、おおむね32万人は達成できそうという見込みでございます。しかしながら、右側、「今後の課題」でございますけれども、4 ページの下のグラフでいうとピンクの折れ線グラフで示しているところが右肩上がりになってきている中で、この女性の就業率は、今のプランでは80%と考えてございましたが、2025年に82%という目標が昨年閣議決定されております。それに対応していくには、さらなる受皿確保が必要であり、また、一方で、市町村の第2期子ども・子育て支援事業計画の積み上げでは、さらに10万人超分の受皿の整備が必要という結果になっております。こちらが先ほど池上参事官から御説明があったものでございまして、この9月4日の時点では10万人超分の受皿整備となつてございますが、本日公表されました資料では約14万人という数字になっているものでございます。

5 ページでございますが、今後の「対応の方向性」といたしまして、待機児童数は着実に減少を続けておりますが、先ほど申し上げたとおり、地域の特性に応じた支援がより一層重要になると考えてございます。また、女性の就業率は今後の目標に対応していく必要があると考えており、令和3年度以降の受皿確保について、下に書いてございます経済財政運営と改革の基本方針、いわゆる骨太の方針などに基きまして、受皿の数の見込みをさらに精査しつつ、地域の特性に応じた保育士確保策も含めて、今後、令和3年度予算編成過程の中で検討していきたいと考えているところでございます。

続きまして、資料9、保育の現場・職業の魅力向上検討会でございます。こちらにつきましては、本文・資料については参考資料3でお配りしておりますが、今年に入りましてから、厚生労働省子ども家庭局長の検討会ということで、保育士確保に向けて処遇改善等の予算事業も重要ではございますが、やはり保育士資格を持っている方や資格を取ろうと

思う方がどうやったら増えるか、もしくは、資格は持っているけれども一旦辞めてしまっていて働いている方にどうやって保育の現場に戻っていただけるかということを考えるときに、こうした保育の現場・職業の魅力の向上が必要ということで、有識者の方等にお集まりいただきまして検討を行っていただいて報告書がまとまったというものでございます。

具体的な方策といたしましては、資料9、下側の1つ目には、保育士の職業の魅力発信・養成の充実ということで、具体的取組として、保育所を開く、保育参加を呼びかける、関係機関の連携による保育の魅力発信、養成校における教育の充実と質の向上を挙げてございます。

また、2番目に、生涯働ける魅力ある職場づくりということで、保育所に、特にこれは1回辞めても戻ってきていただけるような、もしくは、働き続けられるような職場にしていくためにということで、具体的な取組として、保育所における働き方改革の推進、ICT等による業務効率化と業務改善の推進、ノンコンタクトタイムの確保、保育の質の向上等を図っていくことを挙げてございます。

さらに、保育士資格保有者と保育所のマッチングという3番目でございますが、具体的取組として、保・保センターの機能強化、保・保センターへの登録の推進、その他ということで、こうしたことに取り組んでいくべきという報告がなされております。これに基づきまして、来年度の概算要求の中でも保育の魅力の発信もしくは働き方改革に向けた事業等を盛り込んでいるところでございます。

続きまして、資料10でございます。中小企業等経営強化法の改正についてでございます。

この法律は、生産性向上の方策・方法等を示した事業分野別の指針を国が策定いたしまして、事業者が経営力向上計画を作成し所管大臣による認定を受けると、税制や金融支援等の措置を受けることができるスキームでございます。

2ページにございますとおり、保育分野におきましては、例えば、2ページの右上に書いてございます保育士等の育成・評価体制の構築、保育士等の業務負担の軽減、第三者評価の実施などについて、この方針に基づいて経営力向上計画を作成していただくというスキームでございます。

中小企業等経営強化法が、3ページにございますとおり、今年の6月に一部改正が行われておりました。

それに伴いまして、4ページ、5ページにございますとおり、基本方針が改正されましたので、これを受けて、分野別指針が改正されたということの御報告でございます。中身といたしまして、特に5ページにあります基本方針のところに、その計画をつくっていただく際の「経営力向上の内容に関する事項」に健康増進に関する取組・人事評価制度を追加したり、その下、「経営力向上の促進にあたって配慮すべき事項」にIT・データ等の利活用に関する事項を明記するという改正が行われたという報告でございます。

私から、最後、資料11-1、保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会の議論の取りまとめでございます。こちら、厚生労働省で検討会をやってまいりましたが、



6月26日に議論の取りまとめをしていただいたものでございます。2番目にありますとおり、具体的な質の確保・向上に向けた取組の在り方として、保育所保育指針を共通の基盤とした取組、組織・地域全体での取組、多様な視点を得る「開かれた」取組、地域における支援人材の確保・育成、地域の取組と全国的な取組の連動などをまとめていただいております。

1枚おめくりいただきまして、これを受けまして、今後求められることは、保育の現場では、自己評価ガイドラインを活用した保育内容の評価の充実や、多様な関係者が関与する開かれた評価・研修を進めること、自治体においては、各現場・保育団体・養成施設等との緊密な連携によるキャリアアップ研修等の機会の確保、また、一番下、国のほうでも自己評価ガイドラインの説明・研修、保育実践に関する全国的な協議、リーフレットの作成などを進めていくこととしております。

保育課からの報告は、以上でございます。

井上幼児教育課長 幼児教育課長の井上と申します。

今の資料の続き、資料11-2を御覧いただければと思います。

幼児教育の質の向上について、平成30年度からの幼稚園教育要領全面実施のスケジュール等に伴いまして議論してきた質の向上の具体的方策を有識者会議の方にまとめていただいたものでございます。

資料の下、4分の3ぐらいですけれども、具体的方策ということで御議論いただいております。

1.から、幼児教育の内容・方法の改善ということで、特に今多い特別な配慮をする子供たちへの支援等を含めて様々に議論いただいております。

2.は、今、保育所からもありましたけれども、やはり幼稚園教諭の人材の確保もなかなか苦戦しているところございまして、様々な施策を総合的にやっていく必要があるということで、こういった内容を御議論いただきました。

3.は、質の評価も、だんだん取組を進めてきていただいておりますけれども、これをさらにブラッシュアップをしていくという具体的方策について御提言いただいております。

4.は、家庭・地域における幼児教育の支援も、幼稚園も、その中だけの教育ではなく、預かり保育等も含めまして、保護者の方々、地域の方々に対する支援を充実していこうということでございます。

5.は、地方公共団体における、幼稚園、幼児教育、保育所を含めて、様々に支援していただくような体制の充実も必要ということで議論いただいております。

最後に、この資料は5月にまとめたものでございますけれども、新型コロナウイルス感染症の拡大ということで、その後も時折この懇談会は開かせていただいております。必要な取組について政府がしっかり支援するよとということで、そういった議論の内容も含めて概算要求もさせていただいているという状況でございます。

以上です。

池上参事官 続きまして、資料12を御覧いただきたいと思います。内閣府から御説明いたします。

資料12は、地方分権一括法の施行に伴う関係規定の整備についてでございます。

既に子ども・子育て会議で昨年御説明しておりましたけれども、地域型保育事業について市町村の負担を軽減するための法改正が行われたため、従来の規定を前提とした政省令及び法に基づく基本指針を改定するものでございまして、9月10日から施行されてございます。内容的には、法改正のところで御議論いただいたとおりでございます。

以上です。

唐木生活困窮者自立支援室長 続きまして、資料13、重層的支援体制整備事業の創設と子育て支援の充実・強化について御説明させていただきます。

厚生労働省生活困窮者自立支援室長でございます。

まず、1ページを御覧ください。本年1月の第51回の本会議の際に御説明させていただきましたけれども、本年6月に社会福祉法が改正されまして、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業を創設しました。市町村の手上げによる任意事業として、令和3年4月より施行予定です。その中で、国の財政支援については、子どもを含む4分野の関連事業の補助を一体化するとともに、多機関協働、アウトリーチなどの新たに創設された事業についても、一括して交付することとしております。本事業の実施を通じ、地域資源の強みを生かしつつ、地域の実情に応じた包括的支援体制の構築を進めていきます。なお、参考のところに記載されておりますとおり、人員配置、設備基準や国庫補助率は引き続き適用されるため、国からの財政支援は変わらないと想定しています。市町村は、地域住民や関係機関と議論を積み重ね、目指すべき体制について共通認識を持ちながら事業を推進いただきます。

2の市町村の子育て分野への影響といたしましては、担い手の裾野が広がることにより、普及効果や、2ページ目で掲げられておりますとおり、例えば、地域の子育て支援拠点において把握した、複合、複雑化した課題を抱えた家庭を多機関協働事業につなげたり、地域から孤立した子育て家庭に対し、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業と連携することで、子育て分野における支援の充実の強化を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

秋田会長 ありがとうございます。

これから、本日の議事について、皆様から、御意見、御質問をお願いいたします。

時間の関係上、お1人2分で御発言いただきますよう御協力をよろしくお願いいたします。時間を超過した場合は、画面にメッセージが表示されますので、御留意ください。オンラインでの御発言は時間を超過する傾向がございますので、何とぞ時間を厳守していただきますようお願い申し上げます。

なお、御発言の順番につきましては、途中御退席の御予定があります山本委員と佐藤委員から先に御発言いただき、その後、委員、専門委員、代理出席の方の順に、それぞれ本

日は五十音順の逆から順に指名させていただきます。また、御発言が2分を超過の場合は、当該委員の画面にメッセージと同時にタイマーの音が鳴ります。オンラインでございますので、もしシステムや音声不良でつながらない、落ちてしまった場合は、発言順を後に回すなどの対応をさせていただくこともございますので、あらかじめ御了解いただきましたら幸いに存じます。

まず、最初に途中退席予定の山本委員から御発言をお願いいたします。

山本委員 おはようございます。山本です。御配慮をありがとうございます。

私からは、資料8に関わって保育の受皿確保という点について1点、資料5のシステムについて1点、お話しさせていただければと思っています。

まず、保育の受皿の整備ですが、これはもちろん必要なことですし、必要な人が必要な保育を利用できるようにすることが本当に大事だと思っていますが、この際、何度もいろいろな資料の中に出てきていますが、質の確保が本当に重要なことだと思っています。これが前提でなければ、受皿だけを増やしても駄目だと考えます。そうしたときに、やはり保育に関わっている人材の確保のためには、魅力ある就学前教育に関わる仕事をさらに魅力あるものにするための処遇改善や配置基準の見直しが必要だと考えています。低賃金で、過重労働で、しかもスキルアップもままならないという職場では、若いときしか働けないということが起きています。そんな職場にはならないということで、いろいろな方策についての御説明もありましたけれども、働き方改革、ICT、マッチング、それだけではなく、やはり処遇改善や配置基準の見直しが必要だと思っています。また、コロナに関わっても、消毒作業や、子どもたちへのいろいろな教育など、新たな負担が増えている中ですので、ぜひ国の支援をお願いしたいと思っています。

もう一つ、資料5について、保育施設などの状況を利用者が閲覧できるというツール整備はとても評価しています。保育施設の事務負担を考えると、施設などの変更届についてもオンライン化を進めて負担軽減にこれから取り組んでいただければと思っています。

以上です。ありがとうございます。

秋田会長 ありがとうございます。

続きまして、佐藤好美委員、お願いいたします。

佐藤委員 ありがとうございます。

中座させていただくため、先に発言させていただきます。申し訳ありません。

私からは、資料5の情報公表システムについて3点、資料7の量の見込みについて2点、申し上げます。

まず、情報公表システムについてです。大変よい事業だと思っています。こんなこともできる、あんなこともできるとわくわくして夢が広がるものがあったのですけれども、実際にアクセスをしてみまして、もう少し足元のことを申し上げようと思います。

まず、1つ目です。まだ情報を上げていらない園があるようです。私の住まいの近くでも何か所か、あそこにこども園があるのに上がっていないなというところがあり

ました。大変なことは承知しているのですけれども、実際に利用者さんがアクセスをしてみても、そこに園があることが分からない状況になっています。このシステムで探して、ないと思ったのに、後からあると分かるのはトラブルになりますので、これは早急に、中の情報がない状態でもいいですから、とにかく園が存在していることが分かるように情報のアップをしていただきたいと思います。それが1つ目です。

私自身は保育園に子供を入れたいと思ったとき、開所時間に一番関心があったのですが、多くの園が開所時間について書かれていませんでした。開所時間が「営業時間」と書かれていることにはすごく違和感があったのですけれども、そこは小さいこととして、開所時間について、ほとんどの園で書かれていないのは、何か書きにくい理由、記入しにくい理由があるのではないかと思いました。お調べいただければと思います。

公表項目についてです。認可園には、例えば、従業者1人当たりの小学校就学前子供数などを記載するようになっていて、大変きめ細かい情報だと思ったのです。しかしながら、認可外の事業所ではスタッフに関する事項がない点が気になりました。どうしてこういうことになっているのかよく分からないのですけれども、認可外にこそスタッフに関する事項の情報が必要なのではないかと思います。資料5の4ページのところを御確認いただいで御説明いただければと思います。

資料7、量の見込みについてです。

1つ目は、引き続き、これから4年ですか、質を伴う保育サービスの整備をお願いしたいと思います。

もう一つは、子供が減る地域で、それぞれの事業所さんが自治体と相談して地域のために何ができるかということを計画に盛り込んでいく必要があると思います。よく事業所さんと自治体が御相談いただいて、こんなことができる、ということを計画に具体的に盛り込んでいくという仕掛けをつくっていただけないかと思います。

以上です。ありがとうございます。

秋田会長 ありがとうございます。

続きまして、山内委員、お願いいたします。

山内委員、聞こえますでしょうか。

山内委員、すみません。聞こえないので、別途連絡を取っていただき、続いて、次に行かせていただきます。

森田委員、お願いいたします。

森田委員 ありがとうございます。全国保育協議会の森田でございます。よろしく願いいたします。

マスクや消毒液等の感染予防と感染拡大防止について、令和2年度第2次補正予算において、保育所等におけるマスク購入等の感染防止対策に係る支援として、1施設当たり50万円の補助をいただきまして、誠にありがとうございます。引き続き、令和3年度予算の概算要求においても、保育環境改善等事業の安全対策事業として1施設当たり50万円以内

の補助基準額が示されています。新型コロナウイルス感染症の対策に各施設が引き続き対応できるよう、確実に予算確保をお願いいたします。また、その用途については、実施要綱において衛生用品や感染防止のための備品の購入など幅広く活用できることとされている中で、各施設の判断で使えるよう、自治体が用途を制限することのないよう、国から自治体へ通知を発出するなどの働きかけを行っていただきたいと思います。

事務負担軽減のためのICT化について、保育対策総合支援事業費補助金において、保育所等におけるICT化推進等事業として業務のICT化等に伴うためのシステム導入が1施設当たり100万円の補助基準額で示されています。コロナ禍では、子どもや保護者とのコミュニケーションツールとしてタブレットなどのICTの活用が進められています。保育士と職員が研修受講のためにパソコンやタブレット、ウェブカメラ等を使用する機会も増えており、これまでの事務負担の軽減のためだけではなく、コミュニケーションツールとして、また、保育士等の研修受講のためのICT化の導入にもこの補助金が見えるようにしていただきたいと思います。加えて、公立保育所につきましては自治体によりリモートへの対応が違っておりますので、受講したいと思う人が受けられる環境づくりをお願いさせていただければと思います。

以上でございます。

秋田会長 ありがとうございます。

続きまして、茂木委員、お願いいたします。

茂木委員 全国市長会から出ております、安中市長の茂木でございます。

私からは、主に資料8の待機児童について申し上げさせていただきます。

令和2年4月の待機児童数は、調査開始以来最少の約1.2万人という御報告でございました。しかしながら、地域によっては見込みを上回る申込者数の増等で待機児童が増加するなど、自治体によって待機児童の状況にばらつきがあるということでございます。先ほどもお話がありました。また、一方、令和元年12月に閣議決定をされました第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略では、2025年に女性の就業率を82%にするという目標が設定されており、保育需要は引き続き高まることが見込まれています。市町村の第2期子ども・子育て支援事業計画の積み上げでは、2024年度末までにさらに10万人を超える受皿の整備が必要との結果になっております。先ほどもお話がございました。

これらのことを踏まえ、全国市長会といたしましては、国に対しまして、子育て安心プランの後継プランを策定するとともに、令和3年度以降も待機児童の解消に向けた取組を一層推進するため、十分な財源を確実に確保してさらなる支援策の拡充を図るよう、質の確保も併せて求めていきたいと考えております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上です。

秋田会長 ありがとうございます。

箕輪委員、お願いいたします。

箕輪委員 全国国公立幼稚園・こども園長会の箕輪です。よろしくお願いいたします。  
本会からは、2点、意見を申し上げます。

まず、1点目ですが、資料11-1、資料11-2の保育の質・幼児教育の質について、このように質のことが議論され、実現への具体策が示されたことは非常に意義があると考えております。今回、量の確保について新たな御報告がありましたが、ぜひ質の確保が後回しにならないよう、今後もよろしくお願いいたします。

2点目は、コロナ禍も踏まえた意見です。先ほどの文科省の概算要求にも盛り込まれておりました大変ありがたく思っておりますが、まず、園務改善のためのICT化支援です。国公立の園ではいまだ手つかずのところが多くありまして、緊急時の迅速な対応、園からの情報の発信、また、教育の質を支える教員の研修の確保、そのようなことを実現するためにも、ぜひこの機会にオンライン環境の整備をよろしくお願いいたします。また、同じ概算要求にも入っていましたが、人材確保について、「教育は人なり」と言われますとおりで、幼児教育の質向上のためには志が高く人間性豊かな人材の確保が大変重要と考えています。ぜひ養成段階からの長期的な仕組みづくりについて実現を推し進めていただければと思います。よろしくお願いいたします。

以上です。

秋田会長 ありがとうございます。

水谷委員、よろしくお願いいたします。

水谷委員 全日本私立幼稚園連合会政策委員長の水谷でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

4つありますが、2つは人材確保への懸念でございます。

今、量の確保を御説明いただきましたので、それはしかりだと思っているのですけれども、有効求人倍率がどんどん上がっていく中で、大阪や東京は3.5前後を推移しており、人が確保できない。原因は、保育需要が高まっていることもありますが、なり手不足であったり、早期退職であったり、責任が重い、業務量が多い、低給与水準である、実際は長時間労働もあるという課題があるのだらうと思います。この部分はかなり手を入れていかないと、いわゆる年収ベースにおいてもこの業務はまだ低いと思います。私も、上乘せ徴収を少し徴収しておりますが、給与のほうに充てております。そういう現実をもう一度見直していただきたいと思います。

また、潜在保育士があまりにも多くて、そういう意味では、質の確保は要るのですけれども、子育て支援員のような保育補助員などを確保していく手だてなど、現在、各市町村における支援金の競争もエスカレートをしており、財源の少ない市町村はかなり打つ手なしという状況になっておりますので、いわゆる養成校以外の学部生の就職活動なども生かせるような方法も考えていただければと思います。

次に、待機児童としては、幼稚園は、いわゆる4号認定という言われ方もしていますが、在宅の3歳未満児のニーズに込えている部分があります。ここを充実させるといいですか、

現実にはあるのですが、3歳未満を受け入れる、いわゆる市町村の13事業の一つである一時預かり事業などの拡充といいますか、拡大的な対応においてこの部分が充実できないかということも感じております。幼稚園で実施する一時預かり事業の人件費や施設設備費などに対しては十分ではありませんので、どうぞよろしくお願いいたします。

また、3歳以上の部分については、預かり保育を幼稚園はおおよそ9割程度が実施しております。令和元年度、私立幼稚園では96.9%が預かり保育を実施しておりますし、その受皿としてはいわゆる施設等利用給付の2号認定の子供の対応を十分にしていると思うのですが、この部分において、いわゆる教育・保育給付の2号認定との収入の差がございます。利用者も負担が大きい。特に夏休みなど長期休業中の負担が大きい。また、事業所側としては、人件費等の経費がかなり膨らんでいる。ここで、新制度園と私学助成園の経費の格差が大きく膨らんでいるので、いわゆる施設等利用給付制度の2号認定を受けられる充実をぜひともよろしくお願いいたします。

以上でございます。

秋田会長 ありがとうございます。

続きまして、松田委員、よろしくお願いいたします。

松田委員 中京大学の松田です。

今年は、コロナ対応のためになかなか大変なことがあったかと思えますけれども、子ども・子育て行政が着実に前進していると思えました。

その上で、手短に4点申し上げます。

資料4ですけれども、概算要求はコロナのために予算が前年並みで事項要求となっておりますが、必要な予算は子ども・子育て行政にしっかりつけていただく必要がありますので、その点、事務局様からも当局にいろいろな御説明をお願いしたいと思います。

次、資料7でございますけれども、保育供給量はやはり増やしていく必要がある、合計14万人分の整備は着実に進む必要があると思えます。ただ、その上で、私は少子化の研究をしておりますけれども、人口減少がこれから進んでいくことを踏まえると、このトレンドをどうするか、それをそろそろ考えたほうがいいかと思えます。具体的に申し上げますと、将来人口推計はこれから10年間で出生数が約8万人以上減るという推計が出ております。これは、0～2歳で考えると、24万人分が減るわけですよ。ですので、今必要な保育を供給することは必要ですが、近い将来に供給過剰になってしまい、それが保育園等の経営や保育士が生涯働く機会を損なわないように整備することが必要ではないかと思えます。そのためにはどうしたらいいかということですが、できるだけ既存の施設、保育園、幼稚園、こども園、小規模保育等を最大限に利用した上で新しいものをつくる必要があるかと思えます。

あとは、手短に2つ申し上げます。

資料8ですけれども、今年4月1日の待機児童が減ったことは非常に喜ばしいことであると思えます。これについて、報道ベースでコロナのせいだという報道がなされております。

したが、コロナの影響ではなく、むしろこれまでの対策の成果だと思えます。

最後、1点ですけれども、資料11-2、幼児教育の質の向上はやはり着実に取り組んでいただきたいと思えます。

以上です。

秋田会長 ありがとうございます。

続きまして、野澤委員、お願いいたします。

野澤委員 東京大学の野澤です。

やはり皆様もおっしゃっていますように、量の確保とともに質の確保・向上が重要な課題だと思えます。

コロナ禍との関連にも触れながら、4点ほど述べさせていただきます。

1点目は、保育者の専門性向上についてです。今年度、対面研修の多くが中止されまして、オンラインを活用した研修も行われつつあります。研修の機会を確保することが喫緊の課題であるとともに、対面・オンラインのメリット・デメリットをこの機会に分析し、今後に向けてハイブリッドな研修の在り方を検討することが必要だと思えます。

2点目は、幼児教育・保育の実践の評価についてです。園の自己評価が基盤となる一方、公開保育や関係者評価を通じてその評価の妥当性を高めていくことも重要だと思えます。その意味で、施設関係者加算の周知を図ることも必要だと思えます。

3点目は、幼児教育・保育におけるデジタルの在り方です。ICTが業務効率化や保護者とのコミュニケーションのために使われてきて、コロナ禍では、研修に活用されたり、コミュニケーションだけではなく家庭への動画配信なども行われました。一方、今後におきましては、幼児教育・保育の実践の中で子供がどうデジタルと関わるかについても議論が必要だと考えております。

最後に、コロナ禍での幼児教育・保育の実態と、子供の状態、発達への影響について、継続的に実証研究を行うことが重要だと考えています。今とこれからの対策をエビデンスに基づいて検討することが必要だと思えます。様々な活動の制限の悪影響がないかという懸念の声を多く伺っております。一方で、自粛、休園、分散登校などで、登園児が少ない状況で丁寧に子供と関わるのができたという調査結果や現場の声も伺っております。今後、人口減少の中で現在の人員配置基準や面積基準の妥当性を問うことも改めて必要なのではないかと考えております。

以上です。

秋田会長 ありがとうございます。

中川委員、お願いいたします。

中川委員 社会福祉法人健光園京都市北白川児童館の中川でございます。放課後児童クラブの運営に携わっております。

小学校休校の影響により短かった夏休みが終わって、9月から新学期が始まり、1か月がたちました。放課後児童クラブにおいては、徐々に通常の時間の流れと活動が戻りつつ



あると実感をしております。

小学校が休校に入りました3月以降、放課後児童クラブは大きな問題に直面をいたしました。まず、3密回避の問題ですが、これはクラブの限られたキャパシティー、遊びと生活が中心となるクラブの活動特性から来る過ごし方の難しさの問題であります。そして、小学校休校に伴う夏休み等以外に想定していなかった長時間利用における人員確保の問題でございます。とりわけ、この人員確保に係る問題は、現状といたしまして、こうした非常時において放課後児童クラブのみで全国130万名の登録児童に対応することは難しいと思っております。

中でも、小学校との連携は非常に大切だと考えております。ぜひ国におかれましては各地方における小学校との連携に関する好事例などを収集・発信していただきたく存じます。加えて、懸念される今後の新型コロナウイルスの2波・3波に備えるためにも、3月以降、今日に至るまでの全国の放課後児童クラブの実情と問題点などの把握をしていただき、その課題解決に向けての検討もお願いいたしたいと存じます。

一方、国におかれましては、全国の放課後児童クラブに対しまして、小学校の臨時休校等に伴う対応について、財政的支援を速やかに御執行いただきました。私ども放課後児童クラブの現場にとって大いに力づけられたことに感謝を申し上げたいと存じます。引き続き、現場の声も聴いていただく中、よろしくようお願いいたしたいと思っております。

最後になりますが、このたびお示しのありました放課後児童クラブの量的拡充については、現場においても日々地域や保護者のニーズの増大を実感しているところであります。各地方、地域の実情に基づいた量の確保の必要性があると承知をしております。同時に、この量的拡充には、必ず、質の確保、つまり、施設・環境の整備、人材の確保と育成が伴うことが不可欠であります。国におかれましては、そのための特段の対策を講じていただきますようお願いいたしまして、発言を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

秋田会長 どうもありがとうございました。

続きまして、徳倉委員、お願いいたします。

徳倉委員 いつもありがとうございます。ファザーリング・ジャパンの徳倉でございます。

保護者の観点から幾つかお話しさせていただきたいと思っております

まず、資料5にあります「ここdeサーチ」についてでございます。先ほど御発言がありましたが、私自身も実際に利用いたしまして幾つか気づいたことをお伝えさせていただきます。

まず、パソコンとスマホの両方に共通して動くようになっているということで、今、非常にスマホを使って情報を集める保護者が多々ございますので、非常にありがたいなと思っております。その点で1点、各種様々な情報がございまして、各施設に連絡を取るときに、基本的に、スマホですと、様々な情報がある中で、例えば、電話番号が記載されていれば、

それをクリックすれば即電話ができるようなシステムが通常装備されていますが、ここでは、いろいろな事情があるのかもしれませんが、そういうことができませんでした。ここはぜひ改善していただきたいなという点が1点。

また、先ほども御発言がありましたけれども、「営業時間」という書き方をしていることによって、これが開所時間なのかその園が対応してくれる時間なのかが非常に分かりにくくて非常に戸惑う点が多かったです。

もう一点、これも先ほど出ておりましたけれども、既存の園、実際にそこに保育園がある、こども園がある、実際に私は子供が3人おりました、全員が今はもう小学校以上に上がっておりますけれども、子供が行っていた園がまだどれも登録されていない、近所にある園もあるのだけれども、自分が行っていた園がないということであると、実際に調べられない方も出てきているということで、先ほど御発言もありましたが、既にある園は情報なしという形でもやはりプロットをしていただくほうがよろしいのではないかと考えております。

もう一点、資料13になりますけれども、重層的なところで細かく書かれておりましたけれども、現在、ヤングケアラーやダブルケアの問題が非常に保護者の間でも話題になってきています。実際、晩婚・晩産化になってこの点で非常に困っている保護者が多くなっておりますので、先週、いろいろな調査が始まると出ておりましたけれども、しっかりと進めていただいて、問題点をあぶり出していきたいと思えます。

以上になります。

秋田会長 ありがとうございます。

続きまして、手島委員、お願いします。

手島委員 手島です。

資料7について、意見を申し上げます。

まず、1ページにあります【数値に関する留意事項】について、「事業計画上の算出方法が調査票と異なる一部の市町村がある」とありますが、保育の受皿整備をはじめ、今後の施策を検討する上で正確なデータを把握できているのか疑問に思えます。しっかりとしたエビデンスに基づいた政策が実施できるよう、国において各市町村の状況を正確に把握できるように努めていただきたいと考えます。

次に、量の見込みについて、2020年度から4年後の2024年度までの4年間で、幼稚園などの1号認定は113万人から99.9万人に減少、3～5歳の保育所等の2号認定は180.8万人から175.2万人に減少、0～2歳の3号認定は128.6万人から131.1万人に増加見込みとなっております。地域によって事情が異なることは理解しますが、1号認定が大きく減少すること及び2号認定の減少、3号認定の増加の度合いを踏まえて、国として今後の方向性を示すべきだと考えます。確保方策を見ると、1号認定（幼稚園等）の2024年度の量の見込みの約1.5倍の受皿が用意されています。また、3～5歳の保育所の2号認定の量の見込みが5.6万人に減少する一方で、確保方策では5.8万人増やすとされています。各自治体は今

後のニーズを正確に把握し、事業計画を策定いただきたいと思います。

加えて、テレワークやリモートワークなどの多様で柔軟な働き方が普及・定着し、職住近接で仕事と子育てを両立しやすくなると思います。これまで同様、保育所に預けるだけでなく、幼稚園での預かり保育の潜在的なニーズもあると推察いたします。

しかし、資料7での幼稚園及び預かり保育の見込みでは、2020年から2024年にかけて確保量がほぼ変わっておりません。10月1日に受皿のビジョンないままという一部新聞報道があり、その中でも触れられていますが、幼稚園と保育園の縦割りの弊害を解消していく努力が求められると思います。今後の保育の受皿確保を検討する際は、これまでの延長線上の対応に終わることなく、コロナ禍を踏まえた新たな潮流を考慮する必要があると思います。保育所を新たに整備するだけでなく、既存施設の活用の観点が重要であると考えます。ワイズスペンディングの視点に立って最大限対応すべきです。

私からは、以上です。

秋田会長 ありがとうございます。

続きまして、湊元委員、お願いいたします。

湊元委員 日本商工会議所の湊元です。

私からは、資料7、資料8について、意見を申し上げます。

御説明によりますと、さらなる保育の受皿確保が必要であり、2024年度末までに約14万人分の受皿整備が必要とのことであります。その財源となっております事業主拠出金は、業績のよしあしに関係なく、全ての企業を対象に厚生年金とともに徴収されており、料率の引上げも続いていることから、企業にとって負担感が増しております。昨今のコロナショックにより多くの中小企業はかつてない苦境に直面しており、雇用調整助成金なども活用しながら何とか雇用の維持にぎりぎり努めているところであります。今年度の料率は引き上げられましたが、事業主拠出金の約6割弱は中小企業が負担していると推測されることから、政令事項である毎年の料率は中小企業の支払余力に基づき慎重に検討すべきであると考えます。安易に用途を拡大することなく、運用規律を徹底することで、料率はできる限り引き上げることなく、特に今後は積立金の余剰分の動向等も勘案した上で、料率の引下げも視野に入れて検討していくべきであります。

そもそも子育て支援など少子化対策は国の将来を左右する最重要政策の一つであります。その財源は、社会全体で子育てを支えていく観点から、高齢者に過度に偏った社会保障給付を見直すとともに、安定的な財源確保のためにも、税による恒久財源で賄うべきものです。さらなる保育の受皿整備をしていくに当たっては、これまで意見をしている料率の引上げはもとより、法定上限料率については決して引き上がることのないよう、慎重に対応していただくよう御検討いただきたいと思いますと思っております。

以上です。

秋田会長 ありがとうございます。

月本委員、お願いいたします。

月本委員 全日本私立幼稚園PTA連合会の月本です。

コロナ禍の中で、幼稚園に通えない期間が続き、家庭内だけの子育て環境の貧しさと難しさを身をもって実感し、生活や育児にストレスなどを感じていた家庭が多くあったと思います。また、幼稚園が始まって、運動会や遠足などの行事や活動に対して制約があり、子供たちや親にとって当たり前であったものがなくなるということも経験しました。今は、幼稚園など教育環境の意義と重要性を改めて感じるようになりました。子育て支援の施策が、待機児童の解消という考えに偏らず、子供がより豊かに育つための質を考えての議論も掘り下げて交わしていただくことを切に願っております。そして、全ての子育て家庭の支援を豊かにしていくものであることを強く望みます。

就労の有無にかかわらず、全ての母親は、心にゆとりを持って子育てをし、豊かな教育環境を子供に与えたいと思っているはずで、そして、自分自身のライフ・ワークや仕事と子育ての両立を願っています。

新型コロナ対策を今後さらに充実させていただき、安全で安心できる施設に我が子を通わせることができるよう、さらなる教育環境充実のための施策を推進していただきますようお願いいたします。

以上です。よろしくをお願いいたします。

秋田会長 ありがとうございます。

続きまして、駒崎委員、お願いいたします。

駒崎委員 ありがとうございます。

始めさせていただきたいと思います。

意見書に基づいて発言します。PDFでいうところの214シート目にありますので、御覧ください。

まず、1つ目、3歳以上児を受け入れる国家戦略特区小規模保育施設を卒園後の受皿を担う連携施設として認めていただきたいというものです。内容はここに書いておりますので御覧いただけたらと思いますが、3歳児以降もできる特殊な小規模保育があるのですけれども、そこが連携施設のメニューの中に入っていないということで、これは多分ちょっと特殊なので入っていないだけだと思いますので、追加しておいていただけたらと思います。

2つ目、わいせつ行為を行った保育士の免許が失効したことを確認できる期間を、教員と同様に40年にしていただきたいと思っています。昨今、キッズライン社のシッターが起こした性犯罪事件が非常に問題になりました。同様に、保育士においても性犯罪を犯した保育士が今は2年でカムバックできるという状況になっています。教員でも3年なのですね。わいせつ教員が事実上戻ってこれないように、その犯罪歴を40年に延ばそうということを文科省はしています。厚労省さんもそれに追随していただいて、わいせつ行為を行った、小児性犯罪を行った保育士が2年で今はカムバックができますけれども、そうではなくて、カムバックをする際にその犯罪歴を見られるという制度に教員に準じて合わせて

いただきたいということですね。それによって子供を守りましょうということを提案したいと思っています。

3つ目、先ほどほかの委員の方々もおっしゃっていましたが、ICT化・デジタル化を進めていきましょう。菅内閣において、デジタル庁をつくらうという流れもあるくらいICTを導入しようとしています。この保育・子育て支援の領域でも、あしき紙分化がはびこっておりますので、ぜひ一掃していただきたいと思っています。後に書きましたけれども、印鑑がマストみたいな書類がたくさんあって、コロナ禍においても判こをつくためだけに会社に行くなどということがありました。ほぼ判こは要らないと思いますので、全廃していただきたいと思っています。判こ文化はいいのですけれども、判こを行政書類に使うのは要らないと思っていますので、こちらもよろしくをお願いします。

最後に、居宅訪問型保育で医療的ケア児の受入れを今はしていますけれども、居宅訪問型保育は、基本的には健常児をお預かりするための補助金の構造になってしまっているのです。医療的ケア児をお預かりするためには看護師さんが必要であったり、バックアップが必要ということがあるので、それに追いついていないということがありますので、ぜひ公定価格の引上げあるいは加算など、医療的ケア児をちゃんと見られる体制をつくっていかないと、せっかくの居宅訪問型保育が広がっていきませんので、ぜひ御検討の項目の中に入れていただけたらと思います。

以上です。

秋田会長 ありがとうございます。

古口委員、お願いいたします。

古口委員 全国町村会、栃木県茂木町長の古口でございます。

全国町村会からは、3点ございます。

1点目は、市町村の特性に応じた支援の強化ですが、これにつきましては、先ほど事務局からの説明のとおりでありますので、どうぞよろしくお願いいたします。

2つ目は、保育の質の向上につきまして、もちろん保育士の質の向上も大事なことでありますが、現場の保育士は、今回のコロナウイルス対策等も含めて、大変疲弊していると私どもは感じております。まだ事務の負担等も多いため、この辺りを勘案していただくようお願いしたい。また、保育士等の処遇改善につきましても、よろしくお願い申し上げます。

3点目ですが、町村の事務負担も、先ほど同様に、無償化や新型コロナウイルス感染症対策などで事務量が増加し、負担が大きくなっております。市町村実務検討チームにおける検討も含め、より一層の事務負担軽減策を講じていただくようお願いいたします。

以上であります。

秋田会長 ありがとうございます。

続きまして、加藤委員、お願いいたします。

加藤委員 全国幼児教育研究協会の加藤です。

私から、4点です。

背景に入れてございますけれども、1つは、書類のデジタル化です。今までもいろいろな委員から同様な意見が出ていますけれども、ぜひこれを成し遂げていただきたいです。項目の統一等も、都道府県によって入力する順番が違うとかということがないように、市区町村、都道府県によって加算しているところは独自の加算もありますので、そういったところをトータルに設計していただければありがたく存じます。

2点目です。処遇改善の研修ですけれども、コロナ禍で激減しています。3密回避がありますので、対面にするにしても人数を元のように戻すことができません。また、リモートも努力してはいますが、まだ普及には時間がかかるところです。どうぞ認定時期の繰下げを早期に御決断いただきたいと思います。なお、この認定団体申請なので、当団体が都道府県に申請しても認定は3割以下となっており、都道府県の中での規則をどうつくるのかみたいなことを悩んでいらっしゃるようなので、国から御支援いただければありがたく思います。

3点目は、待機児対策が様々に行われていますけれども、既存施設の有効利用というお話もございました。満3歳以前のお子さんを入れるには幼稚園の3～5歳に特化された保育室では実施したくても幼児環境としては十分ではありませんから、今は全て各園が独自に工事をして環境を用意しなければならないことになっています。どうぞその整備のための支援をお願いしたいと思います。

4点目は、「ここdeサーチ」ですけれども、自園が存在しておりません。本園は私学助成園です。新制度一時預かり事業は実施しており、仕事をされている方もいっぱいお通いになっていらっしゃるのだけれども、多分、新制度園でないと載っていないということになっているのではないかと思います。国の公的な情報提供手段に載っていないとくことは、とても寂しい、悲しいことです。どうぞ私学助成園も載せていただくようによろしく願います。

以上です。

秋田会長 ありがとうございます。

続きまして、柏女委員、お願いいたします。

柏女委員 淑徳大学の柏女です。

私から、1点のみ申し上げたいと思います。

内容は、子ども・子育て支援制度と障害児支援制度という異なる舞台の渡り廊下を広げてほしいということです。

今年度、第2期障害児福祉計画を全ての自治体で策定することになっています。そのために、国が策定した基本指針においては、子ども・子育て支援新制度における障害児の受入れの数値目標と確保方策を掲げるように規定をしています。せっかくこうした渡り廊下をつくっていただいたのに、私が仄聞するところ、多くの自治体では障害児通所支援事業等の数値目標だけで特定教育・保育施設や放課後児童クラブにおける障害児受入れのため

の数値目標は規定されようしていないように思います。

私が会長を務める市では、障害児福祉計画策定について、子ども・子育て会議でも意見交換をして、事務局が設定した特定教育・保育施設や放課後児童クラブにおける障害児受入れ目標について議論をし、設定する段取りを進めています。

現在、第2期障害児福祉計画案の策定が最終段階に入っている自治体も多く、子ども・子育て支援新制度内での障害児受入れについての数値目標と確保方策が多くの自治体で設定されるよう、内閣府等において厚生労働省と連名で自治体に周知方お願いをしたいと思っています。

また、資料7に関連して、特定教育・保育施設における障害児受入れの量の見込み、確保方策についても、子ども・子育て会議の第2期計画の全国集計をして出してほしいと思っています。

私からは、以上です。ありがとうございました。

秋田会長 ありがとうございます。

続きまして、小塩委員、お願いいたします。

小塩委員 一橋大学の小塩です。どうもありがとうございます。

私からは、3点、コメントを申し上げます。

まず、1点目は、資料13の重層的支援体制です。これは非常に重要な試みで、ぜひ進めていただきたいのですが、前例がないので、それぞれの市町村の取組や自治体の取組でこういう成果があったとか、こういうニーズが新たに分かったという事例をできるだけ丁寧に収集していただきたいと思っています。

2点目は、資料5の「ここdeサーチ」です。私も、非常に興味があるので、早速試してみました。先ほど、佐藤委員、徳倉委員等々が御指摘のように、ちょっと改善の余地があるという印象を受けたのですが、むしろ私が注目しているのはデジタル化です。実は、この制度はこの前身の子ども・子育て支援全国総合システムの使い勝手が悪いと会計検査院が指摘して、それで見直されたということだと思っています。その中で指摘されていたのは、PDFとエクセルが混在していてなかなか情報が集まらないという点だったと思うのです。今回、そういう指摘を踏まえて、デジタル化がちゃんと整備されているのか、うまくいっているのかということについて、ぜひお聞きしたいと思っています。

最後です。3点目は、資料7にある、いわゆる量の見込みです。市町村からのボトムアップの試算で非常に重要なことだと思うのですが、その一方で、トップダウンというか、政府全体で長期的な保育の供給体制の見通しをちゃんと打ち立てることが必要だと思っています。出生率も1.36まで下がって、1.8という希望出生率の実現はなかなか難しいと思います。ですから、出生率が低い水準で推移することを前提にした上での保育サービスの長期展望を考えることも、先ほど松田委員からも御指摘がありましたが、これから重要になっていくと思います。

以上です。

秋田会長 ありがとうございます。

続きまして、長田委員、お願いいたします。

長田委員 公益社団法人全国私立保育園連盟副会長の長田と申します。よろしくお願ひします。

今回、ぎりぎりになりましたけれども、意見書を出させていただきました。事務局に置かれましては間に合わせていただきまして、ありがとうございます。

6点、その中に書いております。基本的にはそちらに書いてありますので、ざっと項目だけ御説明させていただきます。

まず、人口減少地域に関して、このたび、人口減少地域における保育に関する事業継続に向けた取組事例に関する調査研究に着手していただきまして、誠にありがとうございます。ぜひこの結果を踏まえて人口減少地域の保育が消滅していかないように国の強力なバックアップをよろしくお願ひいたします。

2点目ですが、子育て安心プランが今年で終了いたします。多分来年度等に向けて新たな事業計画が組まれることと思います。待機児童の解消だけではなく、保育現場の魅力の発信や質の向上、さらなる保育士の処遇改善、第三者評価の実施率の向上等を盛り込んだ効果的で魅力的な事業計画の策定となるように期待をしております。

このたびの概算要求で、保育所の借り上げ事業に関しまして盛り込んでいただきまして、ありがとうございます。まだ概算要求の段階ですが、ぜひ来年度以降もこの大事な予算を継続して取り組んでいただけるようよろしくお願ひいたします。

最後に、人勤なのですが、人勤がどうもマイナス勧告になりそうです。我々は積み上げ方式を提唱していますので、公定価格が連動して引き下がることはやぶさかではございません。一方で、コロナ禍の中でもエッセンシャルワーカーとして尽力してきた保育士のさらなる処遇改善をお願いしている立場としては、できるだけ保育士の処遇が下がらないような新たな対応を切にお願ひしたいと思ひます。

以上です。ありがとうございました。

秋田会長 ありがとうございます。

続きまして、奥山委員、お願いいたします。

奥山委員 お世話になっております。子育てひろば全国連絡協議会、奥山です。

大きく2点、申し上げたいと思ひます。

まずは、資料7のニーズ量のところですが、こちらの中で、特に私は地域子育て支援事業の拡充もぜひお願ひしたいと思ひしております。新型コロナウイルス感染症の拡大や児童虐待予防体制構築の中にも、例えば、相談事業であります利用者支援事業のニーズ量も出ておりますが、実はこの利用者支援事業は3つの類型がございます。基本型、特定型、母子保健型ですね。母子保健型は、全ての市区町村が本年度中に設置をすることになっておりますので、それらの目標は全ての自治体ということですので、1,700以上入ってくると思ひます。むしろ基本型や特定型である身近なところで相談する箇所数の数値目標と実績



が見られるように、3類型に分けて集計をしていただきたいと思います。また、トワイライト事業とか、幼稚園の在園児以外のいわゆる一般型の一時預かり事業はかなりニーズ量が高く出ているのです。ただ、その確保方策がまだ十分ではないという数値になっておりますので、どのように拡充していくのか、この辺りは国からの支援も必要ではないかと思っております。

もう一つ、資料13でございます。何人かの委員からも御指摘がありました共生型社会の実現に向けた社会福祉の改正ということで、重層的支援体制整備事業が来年4月から自治体の手挙げ方式でスタートをするわけです。ここは、非常に重要な観点としまして、今説明しました利用者支援事業、私どもが対応しております地域子育て支援拠点事業、この予算がこちらの子ども・子育て支援の交付金の中から各市町村の高齢・障害のところと合算されて重層的支援体制整備に使われるということです。私たちがここで皆さんと議論している予算の一部がこの2つの事業については、さらに高齢・障害・困窮分野等と一緒にどうするかを協議するということなのですね。ですから、私はもうちょっと慎重に進めていただきたいと思います。意見書にも書きましたが、各事業の実施要綱に基づき、その対象者、基準、人員配置、設備といったものが全て保証されていること、子ども・子育て事業計画にその実施数としてちゃんとカウントされる対象となっていることが重要だと思います。自治体が全体計画や予算を決める際には、事業関係者、事業者、全ての合意が取れるような仕組みをしっかりと入れてほしいです。自治体直営の事業の場合であっても、子ども・子育て支援の給付金からどのように出金されどの事業に配分されているのかが明らかにされるべきだと思っております。限られた子ども分野のお金が効果的に使われているかどうかのチェック体制も併せて入れていただきたいと思います。切に願っております。

以上です。

秋田会長 ありがとうございます。

王寺委員、お願いいたします。

王寺委員 全国認定こども園協会の王寺です。

意見書を提出していますので、ここでは要点のみを述べさせていただきます。

まず、多くの委員から出ています保育者確保並びに保育者の魅力ある職場づくりについてです。第2期市町村子ども・子育て支援事業計画で次の5年間に全国で約14万人分の保育施設の確保が必要と予測され、併せて約2万人もの保育者が必要であると試算されていますが、現在においても全国的な慢性的保育士不足の中で、一人でも多くの保育者を確保すべく、国においては喫緊の第1課題として取り組んでいただきたいと思います。

その一つとして、保育者離職者を少なくするため、保育の現場・職業の魅力向上検討会の報告書にも挙げられている保育者の勤務環境の改善並びに保育者の地位の向上を自治体を挙げて支援する取組を行っていただくようお願い申し上げます。

次に、重層的支援体制整備事業の創設についてです。これも整備事業の中に子供の分野として利用者支援事業と地域子育て支援拠点事業が含まれているのですが、現在、この2

つは地域子ども・子育て支援事業内に個別事業として実施されていますが、この13事業から除外されるということであれば、現在と同じ条件で事業が継続できるのでしょうか。この2つの事業は、保護者とその子供を守るセーフティーネットとして重要な役割を果たしていますので、各市町村で引き続き行えるように御配慮していただきたく思います。併せて、認定こども園では、子育て支援事業が必須となっており、各園積極的に取り組んでいるのですが、この2つの事業の条件を満たしているのに受託できないケースもあると聞いています。条件を満たしている園については参画できるように柔軟な対応をお願いいたします。

最後に、野澤委員から御発言がありましたコロナ禍における子供の発達等の影響を国においても検証することを示していただきたく思います。

以上、3点です。よろしくをお願いいたします。

秋田会長 ありがとうございます。

続きまして、水嶋専門委員、お願いいたします。

水嶋委員 ありがとうございます。

家庭的保育全国連絡協議会の水嶋です。

2点、発言させていただきます。

1点目、資料4、総合的な子育て支援などの2番目の保育人材確保のための総合的な対策なのですが、「情報発信のプラットフォームの作成や」とありますが、保育の職場はまだイコール保育所と思う方がほとんどだと思います。家庭的保育と地域型保育も全て含んで作成いただきたい。以前、家庭的保育者の補助者の中に潜在保育士がいるか聞き取りをしたことがあります。ほとんどの家庭的保育の現場に潜在保育士がいました。子育て中でも働けるし、一度退いた保育士でも戻りやすいです。現在、私の保育室の補助者は、潜在保育士でしたが、養成校を卒業後、一般の会社に勤務し、全く保育には携わっていなかったのですが、勤務を始めて4年がたち、今はずっと保育をやっていききたいと言っています。また、人材確保について、相談を受けると、保育はやりがいがあるということは皆さんも思っています。十分分かっているけれども、続けられない。それは参考資料3の報告書に書かれているとおりで、まず、職場の人間関係、労働条件・労働環境が多いです。現在は、保育士不足で悪循環というか、新しい保育所になってもそこで酷使されてしまって辞めてしまっている人もいます。

資料9の「生涯働ける魅力ある職場づくり」の下から2行目、「保育士が外部人材に相談しやすい環境整備」とありますが、そういった相談窓口も必要ではないかと思えます。保育を必要としている子育て家族が、子供に合った保育所、家庭的保育や小規模保育などを選ぶように、保育士ももっと自分に合った職場を選べるような仕組みづくりが必要だと思います。

2点目、資料5、子ども・子育て情報公表システムについて、保護者などが直接閲覧可能となることは情報が誰にでも提供できてよいと思えますが、これはどのように一般の人

に周知されるのか。また、家庭的保育は居宅で保育をしている保育者が多いので、安全なのか、情報を悪用されたりしないか、危惧されます。

最後に、家庭的保育全国連絡協議会では、全国の会員がオンラインで情報交換をしています。先日も、一番意見が多かったのがやはりコロナウイルスのことでした。地域で温度差はあるのですが、それ以上に、もっと狭くその地区の状況で異なるといった感じでした。近所でクラスターが発生したから外には全く出ていなかった、見学者も断ったという保育者がいました。行政関係の人をお願いしたいのですが、そのようにその地区の情報は迅速に行っていただきたいということです。

以上です。ありがとうございます。

秋田会長 どうもありがとうございます。

中正専門委員、お願いいたします。

中正委員 日本こども育成協議会の中正雄一でございます。よろしくお願いします。

私から、今回の会の資料についての意見が1点、提案が3点ということで、よろしくお願いします。

まず、1点目なのですが、資料9の保育の現場・職業の魅力向上検討会の報告書です。方策を出していただきまして、ありがとうございます。今回、3つ具体的な方策を出していただきまして、これで終わりではなくてPDCAを回していくべきかと思いますので、よろしくお願いします。

227枚目から、私どもの提案要望でございます。

私どもの会員には、企業主導型保育、また、小規模保育など、多様な事業者さんがいらっしゃるしまして、同じような保育をしても制度の違いにより補助金に差が出ているという不公平感があるという意見がございます。これらについては、直接・間接的に子供の健全な成長に影響を及ぼしますので、イコールフットィングの観点から、保育制度の見直し、適切な競争の下に保育の質が向上できるような誘導をしていただきたく、3つ、提案させていただきます。

1つ目が、企業主導型保育について、具体的にですが、土曜閉所による運営費の減算処理、2つ目が、欠席児の取扱いでございます。1つ目の土曜閉所による運営費の減算処理ですが、認可保育所については、土曜開所に係る経費相当額から土曜閉所日数に応じて減算する仕組みとなっているのですが、企業主導型保育施設については、例えば、週7日未満開所の施設が、施設の都合により土曜日を月1回閉所した場合については、当該月については週6日未満開所として報告義務が課されますので、補助金が大幅に減算されるということでございます。ぜひイコールにしてもらいたい。欠席児の取扱いについては、認可保育所については、欠席の理由のいかんを問わないで、月の初日の在籍児童数に応じて交付金が積算されます。企業主導型保育については、月の初日在籍児童数が1か月を通じておおむね16日以上利用する者を定期児童利用とし、病欠以外の理由でも月15日以下の利用になる場合は当該月は定期的利用のない児童として補助金が減算されますので、ぜひ見直

しの御検討をお願いしたいということでございます。

2点目、保育全般ですが、新型コロナウイルスを含め、非常事態における保育所の在り方について国において明確な方針をお示しいただきたく、提案をお願いいたします。今回のコロナウイルス、これからは自然災害への対応について、利用者、職員が納得する方針を早急に策定して、社会的コンセンサスを得ていく必要ということで、明確な方針を示していただきたいと思います。

最後です。すみません。長くなります。ちょっと大きな話なのですが、ぜひ子ども・子育てに関する一貫して効果的な実施ができるように、「子ども・家庭省」の設置を検討し、提案を要望したいということでございます。18歳未満の子供と家庭に関する施策を一元的に所管して、効率的・効果的に実施していくために「子ども・家庭省」の設置について、イギリスのブラウン政権下で制度化された「子ども・教育・家庭省」を参考にしながら検討されることを提案要望いたします。

以上でございます。ありがとうございました。

秋田会長 ありがとうございます。

木村専門委員、お願いいたします。

木村委員 ありがとうございます。

一般社団法人全国認定こども園連絡協議会の木村です。

発言の機会をいただきまして、ありがとうございます。

意見書は、225ページ、226ページの2枚にわたって提出させていただいております。時間の関係もありますので、手短かにさせていただきたいと思います。

キャリアアップの研修要件等の緩和もしくは延長を、コロナ禍の中で研修機会がなくなっていたり、定員を50%に抑えたり、様々な条件がありますので、御協議いただければと思います。また、オンラインでの研修も促進ができるように御配慮いただければと思います。

さらには、新型コロナウイルスの感染及び災害等における休園の取扱いについても、先ほど中正委員からもお話がありましたが、地域の実態に即して対応できるような方法などを御検討いただければと思います。

また、保育標準時間の見直しというところですが、働き方改革で労働時間の縮小もしくは短期間の正職員など様々な形が導入されているかと思いますが、子供たちは11時間が標準保育時間になっております。この辺の保育標準時間についても少し検討していただければと思います。

さらには、エッセンシャルワーカーとして働いている保育士たちに、危険手当などの処遇の改善などもさらに進めていただければと思います。長田委員からもお話がありましたが、人事院勧告がマイナス勧告になるのではという話も耳にしております。これに関しては、公定価格と連動していくことになりそうですし、魅力ある環境づくりを通して保育士への処遇の改善というところと相反するような結果になりそうですので、御配慮いただければ

と思います。

最後になりますが、「ここdeサーチ」であります。最近の問合せは電話以外にもメールでの問合せが保護者からも多くあります。しかし、「ここdeサーチ」にはメールが書かれていません。ぜひこの科目も追加していただきますようお願いします。

以上です。

秋田会長 ありがとうございます。

続きまして、尾木専門委員、お願いいたします。

尾木委員 全国保育サービス協会の尾木です。

待機児童の解消に関連して、発言させていただきます。

コロナウイルスへの対策から、リモートワークが取り入れられるなど、保護者の働き方の多様化が一層進んだと思っています。もちろん保護者が家庭にいるなら保育は必要ないということは全くなくて、働き方の多様化にも対応すべく、家庭外に設けた施設で毎日朝から夕方まで保育を受ける形態だけでなく、必要な時間に必要な場所で保育を提供する訪問型保育にもぜひ着目していただきたいと思っております。これは、数年前の5年後の見直しの検討でも発言させていただいてはいますが、地域子ども・子育て支援事業における訪問型の一時預かり事業とかが全然広がっていかない理由に関して、何がハードルになって広がらないのか、そういったことをお調べいただいて、せっかく用意されたメニューが活用されるように検討を進めていただけたらと思っております。よろしく申し上げます。

以上です。

秋田会長 ありがとうございます。

続きまして、岡本専門委員、お願いいたします。

岡本委員 日本助産師会の岡本です。よろしく申し上げます。

資料4、7ページの「4 成育基本法を踏まえた母子保健医療対策の推進」、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の一つとして、母子保健法の改正で産後ケア事業が法的に位置づけられるようになりました。産後ケアが母子保健法に位置づけられた意味は、産後ケア事業をポピュレーションアプローチとして位置づけ、ハイリスク妊産婦のみならず必要とする妊産婦の誰もが利用できることだと考えております。先行調査からは、日本における妊産婦死亡の原因として最も多いのが自殺であり、メンタル面でのきめ細かなケアが早急に必要とされております。子育てのスタート地点にいる親子、母子で、産後ケアを必要とする親子が、全国でいつでも受けたいときに受けられるよう、都道府県の役割強化、また、予算への配慮など、さらなる充実を図っていただきたいと考えております。

以上です。ありがとうございます。

秋田会長 ありがとうございます。

大川専門委員、お願いいたします。

大川委員 全国病児保育協議会会長の大川でございます。

本日は、資料7、ページ12の病児保育に関する意見を述べさせていただきますが、資料を提出しておりますので、簡単に要旨だけを説明いたします。

病児保育は、年間120万人及びその受皿としての病児保育は120～200万人を厚労省では算定しております。しかしながら、病児保育の経営は、預かった人数による実績の割合が多く、安定した経営がなされておられません。特に今回のCOVID-19の流行によりまして利用率は約20%になっておりますので、この交付金の算定方法を抜本的に変更していただきたく、定員または固定部分を多くして、実績に応じた支払いの額の割合を減らしていただきたいと思っております。

第2点、昨年度、厚労省は病児保育の実態調査を行いまして、結果をお聞きしたところですが、全国病児保育協議会からの調査とは大分乖離しておりますので、ここで改めてその乖離を解決すべく再検討をお願いいたしたいと思っております。

第3点、保育関係では、保育士さんの確保のために宿舍の借り上げ制度があるわけですが、これが病児保育は外れております。現在、COVID-19の影響によりまして、保育士さんは不安な要素が強く、また、宿舍が不安定になっては確保はできません。ぜひともこの宿舍の算定の中に、借り上げ制度の中に病児保育を加えていただきたいと思っております。

最後に、医療関係者に対するCOVID-19の慰労金の交付がありますけれども、病児保育は医療と保育の中間に属するものでありますので、こういった慰労金の対象として病児保育も対象として取り上げていただきたいと思っております。

以上でございます。

秋田会長 ありがとうございます。

続きまして、中條代理、お願いいたします。

中條代理人 滋賀県副知事の中條と申します。公務により、三日月知事の出席がございませんでしたので、代理として発言させていただきます。

まず、資料8の待機児童数についてでございますが、調査開始以来最少、また、平成29年から半数以下になったとの御説明がございました。これまでの国の支援に感謝を申し上げたいと思っております。しかしながら、まだ約1万2000人の待機児童がおられ、加えて、幼児教育・保育の無償化に伴いましてさらなる保育ニーズが高まっていくものと想定されております。年内にも子育て安心プランの後継プランが策定されるとのことですが、待機児童の早期解消に向け、引き続き、令和3年度以降も、保育の受皿拡大や保育士等の処遇改善、業務負担軽減を含めた総合的な保育人材確保対策への手厚い財政的支援をお願いしたいと思っております。特に全国的に喫緊の課題でございます保育人材の確保、併せて、保育の質の確保向上に向け、重点的に取り組む必要があると思っております。

先ほど、資料9、資料11-1、資料11-2、それぞれの検討会での議論の取りまとめについて御報告をいただきました。一部の具体策につきましては、令和3年度予算概算要求に盛り込まれているところでございますが、今後も、引き続き、現場の声、地方の声もよくお聴きいただいて、国・地方連携の下で実効性のある取組ができるよう施策構築をお願い

いしたいと思っております。

続きまして、資料13の重層的支援体制整備事業の創設に関して、こうした地域での包括的な支援の仕組みづくりは、高齢者や障害者だけではなく子供も地域で支え育むという社会を目指すものでございますので、これまでの子育て支援拠点等の取組の推進にもつながるものと考えております。令和3年4月の事業開始に向け、引き続ききめ細かな支援をお願いしたいと思っております。

最後に、全ての子供たちが質の高い教育・保育を受けられるよう、早期に0.3兆円超の財源を確保いただき、保育所等におけます職員配置や職員給与の改善を実現するとともに、子ども・子育て施策のさらなる充実をお願いしたいと考えております。

以上です。

秋田会長 ありがとうございます。

伊達代理、お願いいたします。

伊達代理人 全国児童養護施設協議会の安河内委員の代理として参りました、伊達と申します。よろしくお願いいたします。

私からは、まず、児童養護施設では、現在までのところ、新型コロナウイルスの陽性者は出ておりませんが、いずれ職員あるいは子供から陽性者が出ることは避けられないのだろうと覚悟せざるを得ないと考えております。

今日の話合いの中でどの項目に該当するか分かりませんが、一つ、地域の包括的な子育て支援事業の関連でお話しさせていただきたいと思えます。

児童養護施設から見ておりますと、まず、児童相談所の一時保護所が新型コロナの影響で過飽和状態になっているところが非常に多くなっている。そうしますと、当然、里親あるいは児童養護施設にきちんとしたアセスメントが行われないまま入所あるいは委託をされてくるといふケースが多いので、大変難しい状況を迎えております。

一方、地域ではどうかといいますと、地域の包括的な子育て拠点づくりの方々のお話を聞いていますと、在宅支援がどうしようもないような状態に置かれている御家庭が増えていっているように思います。この部分と一緒にやっていける一時保護的な機能を持ったメニューをその拠点づくりの中に組み込んでいっていただけるような検討を加えていくことが必要ではないかと考えております。

以上です。ありがとうございました。

秋田会長 ありがとうございます。

それでは、山内委員に戻りたいと思えます。マイクを調整していただいたということで、お願いいたします。

山内委員 日本保育協会の山内です。よろしくお願いいたします。

私からは、大きく2点ほどお願いしたいと思っております。

先ほどの保育の現場・職場の魅力向上検討会の報告、生涯働ける魅力のある職場づくりに関して、様々な課題について整理していただき、感謝をしております。保育に関する予

算対応や保育の現場にいる者として一層努力をしてまいりたいと思っておりますが、現場だけでは努力が非常に困難な状況を発言したいと思っております。まず、保育園は、女性の皆さんの割合が多いことを考えますと、産休、育休を取られる先生方がたくさんいらっしゃるということでもあります。それについて、その方たちの不在のときに保育士を確保することが、今の人材確保についてまた大きくのしかかってくる問題であります。我が園でいいますと、今年度、5名の産休の職員が出ておりました。人材確保について心は暗いというところでもあります。そういうことがありますので、普通の人材確保だけではなく、そういう産休についての補助について何らかの工夫をしていただけること、例えば、子育て支援の活用とかということも考えていただければと思っております。

大きく、今回のコロナ対策で見えてきたことなのではございますけれども、それぞれの企業では働き方改革が進んでいるかには見えませんが、それが終わってしまうと、少しまた元に戻って、11時間以上開所の長時間の子供たちが増えております。それについては、やはり社会全体が働き方改革について取り組んでいただきたいと思っております。それについて、新制度の発足については、3,000億の財源の確保が、こういう点であっても不可欠と思っております。

ノンコンタクトタイムの確保について保育者の資質の向上などにつながるということは、国の報告書として、ある意味、画期的な内容ではないかと思っております。こうした時間も確保するためには、既存の現場の工夫では困難であることを理解していただきたいと思っております。

もう一つ、大きくは、概算要求の御説明でもありました公定価格については、増額で要求をしていただき、予算編成過程で検討という説明がありましたが、昨今の社会経済状況の厳しさにある中で、このような会議の中でも度々申し上げておりました保育士の給与水準やその他の制度と比較をしておりますと、公定価格そのものは低いということの共通認識をぜひともしっかりと承知をしていただきたいと思っております。この点で、予算編成に当たって十分な予算確保をお願いいたします。

もう一つだけですが、キャリアパスについて、来年度、キャリアパスの状況の調査が行われるということがあったと思っておりますが、今回のコロナについてなかなか地方によっては評価の仕方がまちまちになっております。オンラインによる研修が不可であったり、研修が開催されなかったりということが起こっております。これについては、来年度ではなく、少し期間を延長して考えていただければと思っております。

よろしく願いいたします。

秋田会長 ありがとうございます。

委員からの御質問に対し、事務局から御回答をお願いいたします。

池上参事官 まず、内閣府の子ども・子育て本部、池上から御回答申し上げたいと思っております。

まず、1点目は、多くの委員から御意見をいただきましたけれども、保育の受皿整備に伴う質の確保もしっかりやるようにという御意見を頂戴したところでございます。0.3兆円



超メニューが引き続き残っているところでもございます。今後、量の整備と併せて質の確保についてもしっかりと必要な財源の確保などと併せながら検討していく必要があると考えております。

併せて、処遇改善の関係についても様々な御意見をいただきましたけれども、引き続き検討してまいりたいと考えてございます。

湊元委員より、保育の受皿整備について拠出金を担う中小企業の苦しい状況についてのお話を頂戴したところでございます。国として、保育の受皿整備をどうするか、また、その負担をどうするかということについては、まさにこれからの重要な検討課題でございます。社会全体で子育て世帯を支援していくという方向性の中でどのようにすべきか、関係者の皆様とよく御相談しながら進めていきたいと考えてございます。

併せまして、手島委員より、資料7の量の見込みに関する御指摘も頂戴いたしました。1号認定、2号認定について、量の見込みが減るという御指摘も頂戴いたしました。これは、市町村の計画につきましては、前回、第1期の計画時点でどのような見込みとなっていたかという点を申しますと、各市町村において合計で量の見込みについては減少傾向を見込んでいたところでございますけれども、実際の保育所等利用児童数については毎年6万人前後増え続けて、トータルでは30万人近く増加したところでございます。この理由といたしましては、量の見込みの児童数が必ずしも計画スタート時点で保育所等を利用できる想定ではなかったことや、女性の就業率の上昇等の社会情勢の変化に伴う保育所の利用率の上昇が考えられるところでございます。こうした点も踏まえた検討が必要と考えてございます。

同じく、資料7の関係で、奥山委員から、利用者支援事業の分類についての御意見を頂戴いたしました。この点については、厚労省とも相談しながら検討していきたいと考えてございます。

資料5の関係、情報公表システム、愛称を「ここdeサーチ」とさせていただいておりますけれども、こちらにも非常に多くの御意見を頂戴いたしました。どうもありがとうございます。

まず、情報が載っていない園については、自治体、事業者で引き続きの取組をしっかりとお願いしていきたいと考えてございます。

開所時間の関係で、「営業時間」という書きぶりになった点については、修正をさせていただきたいと思っております。この情報が載っていない事業所についても、公表以降も事業所において情報の追加が可能となっておりますので、引き続き呼びかけていきたいと考えてございます。

認可外保育施設の従事者の項目について、従事者数、有資格者数、研修受講数などの情報も掲載されているところでございますので、そういったところを御覧いただければいいかと思っております。

そのほか、事業所からの届出についてオンラインで行えないのかというお話がございま

した。今回の情報公開システムに係る項目につきましては、自治体の判断でそのような取扱いもできるようなシステムとなっておりますので、自治体において御活用いただければと考えてございます。

そのほか、小塩委員から、PDFとエクセルの混在がどうなっているのかという御質問もいただきました。園からPDFで御提供されている資料はございまして、それは園の情報の一番下に添付する形になりますけれども、基本的な登録情報につきましてはウェブ画面で見られるようにさせていただいているところでございます。

そのほか、さらなる項目の充実や関係者への周知などについて御意見をいただきましたけれども、公表項目については、法律の施行規則等において定められているところでございますけれども、その中でどのような項目の充実が可能か、確認を行う市町村の負担も考慮しながら、利便性の向上と併せて検討していきたいと思っております。

人事院勧告について、長田委員、木村委員から御指摘いただきました。保育所運営費の補助単価は、積み上げ方式の下、これまで人事院勧告に連動して給与水準が引き下がる場合も含め見直しが行われてきたところでございまして、昨年5年後見直しの議論でも積み上げ方式を維持すべきとされたところではございます。今年の人事院勧告は例年よりかなり遅れているところですが、勧告の内容を注視して、どのような対応があり得るのか、厚労省さん、文科省さんとも連携してよく検討していきたいと考えてございます。

処遇改善加算の研修要件につきまして、必須化の時期についての御意見をいただきました。これにつきましては、令和2年度内に研修実施状況等について調査を行いまして、その後、集計、検討を行った上で、令和3年度早期に方針をお示ししたいと考えてございます。

柏女委員より、障害児福祉計画についての御意見がありました。自治体への周知につきましては、障害児福祉計画を担当する厚労省障害部の判断が基本となりますけれども、内閣府として協力できることがあるか、厚労省と連携の上、検討してまいります。

駒崎委員から、居宅訪問型障害児保育の公定価格の引上げということで御意見をいただきました。これにつきましては、新制度施行5年の見直しに係る対応方針に盛り込まれた事業の類型化と関係する内容でございまして、この点を踏まえて検討する必要があると考えてございます。

最後に、中正専門委員より「子ども・家庭省」の設置ということで大きな投げかけを頂戴したところでございますけれども、我々といたしましては、内閣府に設けられた子供・子育て本部を中心に、文科省、厚労省などの関係省庁としっかり連携して子ども・子育て政策を総合的に進めていきたいと考えてございます。

私からは、以上でございます。

矢田貝保育課長 続きまして、厚生労働省保育課長からでございますが、3点、簡単に御回答させていただきます。

まず、待機児童の解消、令和3年度以降の保育の受皿整備について、様々な御意見を頂

戴いたしました。説明の場でも申し上げましたが、本日出た数字も踏まえまして、今後、予算編成過程で検討を深めていくこととしております。その際、今日いただきました御意見も踏まえて検討いたしまして、また状況につきましては御報告させていただきながら検討を進めていきたいと考えているところでございます。いずれにいたしましても、この件につきましては、今後、予算編成過程で検討していきたいと考えているところでございます。御意見をありがとうございます。

また、2点目として、先ほど池上参事官からもございましたが、質の確保等についての御意見もございました。厚生労働省といたしましても、量の確保と質の確保は当然車の両輪として進めていくべきものであると考えてございます。本日御説明しました魅力の向上や質の検討会に基づく取組をはじめとしまして、引き続き量の確保とともに質の向上に向けた取組も、本日の御意見も含めて進めていきたいと考えてございます。

最後に、駒崎委員、大川委員から、個別事業等につきましての御意見をいただいておりますが、こちらにつきましては、持ち帰らせていただきまして、予算に関わるものは予算編成過程で検討いたしますが、その他の課題につきましてもいただいた御意見を踏まえて対応について検討させていただければと考えてございます。

以上でございます。

井上幼児教育課長 幼児教育課長でございます。

3点、主に答えさせていただきたいと思えます。

量も大事だけれども質もということで、0.3兆円という大きな課題はございますけれども、両府省と連携しながらしっかりと対応していただきたいということと、できることは足元からしっかりやるということで、研修の実施や園の評価、処遇改善等が併さっての質の向上になりますので、様々な面で目配せをして取り組んでいきたいと思っております。

2点目が、幼稚園の預かり保育について、既存施設の活用という観点を含め、御発言いただきました。認定こども園に移行する園が多い中、幼稚園においての預かり保育も、委員の先生からもございましたように、非常に高いパーセンテージで3歳以上は取り組まれているという状況がございます。そういった中、コストパフォーマンスよく待機児童に対応していくという観点も含めまして、今年度の要求において私立の施設整備において保育スペースの改修に充てられるようメニューも拡大したいと思っておりますけれども、人材の確保と、ここもしっかり併せて、多方面を見ながら対応していきたいと思っております。

3点目が、ICTのことです。こちら来年度の要求で拡充して要望しておりますけれども、園務に加えて教育面でもどういったことがあるかという御指摘もいただきました。その研究といった面も含めまして、また有識者の先生方の御協力もいただきながら取り組んでいきたいと思っております。

加えて、御要望、御提案いただいた点は、また両府省とよく相談して進めていきたいと思えます。引き続き、よろしく申し上げます。

泉企画官 企業主導型保育事業等担当室長の泉と申します。

中正委員からいただきました要望事項の1について、御回答させていただきます。

について、企業主導型保育施設は、認可保育所とは異なりまして、土曜日に開所するかどうかということが利用者のニーズに合わせて設定することができることとなっております。したがって、土曜日に開所するという形で運営を開始していただいた場合にはその形で運営をお願いしたいと考えておりまして、自己都合で閉所した場合には認可保育所の場合と比べて減額幅が大きくなっているという事実があることは委員の御指摘のとおりではございます。しかしながら、企業主導型保育施設におきましては、仮に土曜日に閉所した場合でありまして、その閉所の理由が利用者からのニーズがないという場合には、認可保育所とは異なりまして、助成金の減額はしないところではございまして、これらの点を併せて御理解を賜ればと考えております。

につきまして、企業主導型保育施設につきましては、パートタイム、アルバイト、契約社員など、必ずしも月16日以上保育施設の利用が必要ではない方もいらっしゃいます。そうした従業員についても保育施設を利用することが可能となるよう、月15日以下という利用形態を認めているところでございます。適切な運営費を助成するという観点から、保育の提供に要する費用が異なる月16以上の定期利用と月15日以下の不定期利用とで異なる単価を設けているところではございまして、この点、認可保育園とは異なる扱いとなっていることについて御理解を賜ればと考えております。

以上でございます。

唐木生活困窮者自立支援室長 厚生労働省生活困窮者自立支援室長でございます。

資料13の重層的支援体制整備事業についていただいた御意見に対しての回答を手短かに申し上げます。

重層的支援事業につきましては、御指摘いただいたように、ヤングケアラー、ダブルケアなどの複合的な課題についてももしっかり対応できるよう、施行までに準備を進めたいと思っておりますし、自治体の取組やニーズもしっかり収集していきたいと思っております。また、移行する自治体や都道府県に関してもしっかりときめ細かい支援を国としてもやっていきたいと思っております。

あと2点、奥山委員から御質問がございました要望事項の件ですけれども、1つ目につきまして、この事業については、社会福祉法におきまして子ども・子育て支援法を援用して規定されておりますので、既存事業の人員や設備基準の実施要件は引き続き適用されるとともに、子ども・子育て支援事業計画における取扱いについても変更はございませんので、実施数も引き続きカウントされることとなります。

2つ目、全体計画につきましては、重層的支援体制整備事業計画を定めることとなっておりますけれども、こちらは地域の関係機関と丁寧な意見交換をしていただくとともに十分な調整や協議を図った上で体制を整備していただくことを基本としております。

3つ目の自治体直営の事業につきましては、自治体直営の事業でありまして今後法令

で定めるルールに従いまして財源の支出などの報告は行っていただくことになろうかと思っておりますが、こちらの具体的な扱いについては検討していきたいと思っております。

最後、王寺委員から御要望いただきました件ですけれども、こちらの重層的支援体制整備事業は任意事業でございますが、利用者支援事業を含む包括的相談支援事業や地域子育て支援拠点事業を含む地域づくり事業の実施については一体的に実施することになっておりますので、自治体で現在行われている場合には引き続き当該事業を御活用いただけるような制度設計になってございます。

以上でございます。

秋田会長 どうもありがとうございます。

ほかに何かございますでしょうか。

特に何もございませんので、これで第53回「子ども・子育て会議」を終了いたします。

オンライン会議となりましたが、どうもありがとうございました。